

# 京都市傷病野生鳥獣保護管理等補助業務実施要綱

平成12年7月26日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、京都府が策定する鳥獣保護管理事業計画書により、本市が行う傷病野生鳥獣の保護及び管理等に係る補助業務（以下「業務」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

## (業務の内容)

第2条 前条に規定する業務は、傷病野生鳥獣の保護、野生鳥獣の管理（緊急的な有害鳥獣の捕獲等）、追い払い及びそれらに関する相談、調査、指導及び啓発等とし、現地に出動して行うものとする。

## (業務の委託)

第3条 業務は原則として、委託して実施する。

- 2 前項に規定する委託については、市長は業務を実施する者等（以下「受託者」という。）を選任し、業務の実施に関する委託契約を締結するものとする。
- 3 受託者は野生鳥獣の取扱いに関して専門的知識及び技能等を有する者とする。

## (業務の実施方法)

第4条 受託者は第2条に規定する業務を、そのつど市長の指示により行うものとし傷病野生鳥獣の保護については、次の各号により実施する。

- (1) 保護であることを念頭に置き適正に捕獲する。
- (2) 適正に捕獲した後は、京都市動物園野生鳥獣救護センターに搬送する。
- 2 野生鳥獣の管理（緊急的な有害鳥獣の捕獲等）については、次の各号により実施する。
  - (1) 市街地等に出没した野生鳥獣について行う。
  - (2) 適正に捕獲した後は放野等を行う。
- 3 野生鳥獣の追い払いについては次の各号により実施する。
  - (1) 市街地等に出没し、農林作物等の被害が予想される場合等において、追い払いに効果的な道具を使用して行う。
  - (2) 野生鳥獣を生息地に返すことを目的とするものであるため、当該個体に傷を負わせないように細心の注意を払って行う。
- 4 当該野生鳥獣が死亡した時は、適正に処理するものとする。

## (受託者の単独出動)

第5条 受託者は委託業務に関して、市長の指示により単独で出勤した時は、当該野生鳥獣及び現地周辺の状況等について、速やかに市長に報告し、その指示により捕獲等を行うものとする。

2 緊急を要する場合、受託者は善良な判断において捕獲等を行い、後日速やかに市長に報告するものとする。

(報告)

第6条 受託者は業務完了後、そのつど速やかに業務報告書（第1号様式）を提出するものとする。

2 受託者は事業完了後、速やかに実績報告書（第2号様式）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年7月26日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

## 業 務 報 告 書

<b>受付年月日と時間</b> 平成 年 月 ( 曜日 ) ( : ) 日	<b>報告者氏名（保護員又は補助員）</b>
<b>依頼者</b> <input type="checkbox"/> 農(林)業振興センター等 [ <input type="checkbox"/> 北部 <input type="checkbox"/> 東部 <input type="checkbox"/> 西部 <input type="checkbox"/> 京北 <input type="checkbox"/> 農林振興室（本庁） ] <input type="checkbox"/> 区役所まちづくり推進担当 (区役所名： ) <input type="checkbox"/> 警察 (警察署名： ) <input type="checkbox"/> その他の行政機関 (機 関 名： ) <input type="checkbox"/> 市民 [ <input type="checkbox"/> 農家 <input type="checkbox"/> 農家以外 ] ※下に氏名及び住所を記載 (氏名) (住所)	
<b>依頼概要</b> <input type="checkbox"/> 傷病鳥獣の保護及び対処（防除ネットへの絡まり等の対応を含む。） <input type="checkbox"/> 追払い <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<b>対応</b> <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 単独出動 <input type="checkbox"/> 合同出動 (合同出動機関) <input type="checkbox"/> 保護員 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 農(林)業振興センター <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<b>出動年月日と時間</b> 平成 年 月 ( 曜日 ) 時 分から 時 分まで 日	
<b>出動者</b> 保護員 ( 報告者 ) 補助員 ( ) ( ) ( ) 保護員 ( ) 補助員 ( ) ( ) ( ) 保護員 ( ) 補助員 ( ) ( ) ( )	
<b>鳥獣の種類</b> <input type="checkbox"/> サル <input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> シカ (オス) <input type="checkbox"/> シカ (メス) <input type="checkbox"/> アライグマ <input type="checkbox"/> イタチ <input type="checkbox"/> その他の獣類 ( ) <input type="checkbox"/> カラス <input type="checkbox"/> サギ <input type="checkbox"/> ハト <input type="checkbox"/> カモ <input type="checkbox"/> スズメ <input type="checkbox"/> その他の鳥類 ( )	
<b>頭羽数及び大きさ（大きさはわかる範囲で）</b> 頭羽数：	
<b>場所</b> 行政区： <input type="checkbox"/> 北 <input type="checkbox"/> 上京 <input type="checkbox"/> 左京 <input type="checkbox"/> 中京 <input type="checkbox"/> 東山 <input type="checkbox"/> 山科 <input type="checkbox"/> 下京 <input type="checkbox"/> 南 <input type="checkbox"/> 伏見 <input type="checkbox"/> 西京 <input type="checkbox"/> 右京 ( <input type="checkbox"/> 京北 ) 地域名： (必要に応じて詳細な場所を下に記載)	
<b>鳥獣の状態</b> <input type="checkbox"/> 傷病（疑いを含む） <input type="checkbox"/> 農地・市街地等への出没 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<b>対応結果（出動対象となった鳥獣をどうしたか）</b> <input type="checkbox"/> 追払い <input type="checkbox"/> 移動放野 <input type="checkbox"/> 救護センターへ搬入 <input type="checkbox"/> 調査・指導及び啓発等 <input type="checkbox"/> 死亡獣処理等（安楽殺 <sup>※</sup> を含む） ※安楽殺は傷病等による衰弱で自然回復が不可能と見込まれる場合のみ。 (その他)	
<b>特記事項（現場の状況等）</b>	

注1 該当する□にレを記入すること。

2 写真、地図等がある場合は、裏面に貼付すること。

第2号様式（第6条関係）

### 実績報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

所在地：

名称：

代表者名：

京都市傷病野生鳥獣保護管理等補助業務実施要綱第6条第2項の規定により、実績報告書を提出します。

実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
	追払い	移動 放野	救護センターへ搬入	調査・指導 及び啓発等	死亡獣 処理等	計
出動回数						
出動延人数						

添付書類

業務報告一覧